

「心の復興」事業 公募要項

平成 27 年 5 月 12 日
復 興 庁

1. 事業の趣旨

東日本大震災から 4 年が経過し、避難生活が長期化する中で、仮設住宅等において、他者との交流の機会が乏しく孤立しがちな被災者も少なくなく、このような環境は、心の健康問題の誘因にもなり得るものです。

このため、見守り活動や心身の健康問題が顕在化した際の保健・医療のアプローチとともに、避難先での農作業の活動や料理教室の開催、ものづくりなど、被災者の方々が生きがいを持って前向きに暮らしていくことのできる仕組みを作ることが重要であり、復興庁において、このような取組を支援するため、本事業を実施することとしました。

本事業は、避難者の孤立防止の視点とともに、被災者の地域活性化等の活動等への参画をきっかけとして、自主的な健康づくりや地域の諸活動への積極的な参加につなげることにより、被災者の心身のケアを進めていくものです。

このため、仮設住宅入居者が参画しつつ、取組内容によっては、災害公営住宅へ移転した被災者や、避難先・避難元の住民も一体となった活動を通じて、被災者の心身のケアにより「心の復興」を成し遂げることを目的としています。

2. 応募資格

復興に取組む法人・団体であれば応募することができます。（法人格の有無、営利・非営利を問いません。複数の法人・団体・個人が任意団体を結成し、応募することも可能です。）

企業単独、地方公共団体単独での応募も可能です。また、自治会の連合体なども応募は可能です。

3. 募集する提案

本事業は、公募により広く企画の提出を求める「企画競争」として提案を募集するものです。所要の選定手続を経て、支援対象事業を選定した後、当該事業の提案団体（提案団体の中に複数の構成団体が含まれる場合は、提案団体の代表団体）と契約を締結し、国による調査として実施することとしています。

以下の事項に留意の上、提案を行ってください。

(1) 募集する提案の取組内容

本事業では、被災者の生きがいがいづくりにつながる取組を募集します。取組のイメージとしては、以下に例を示します。(この例以外でも、被災者の生きがいに資する取組であれば、積極的にご提案ください。)

1. 農業

- ① 避難先の仮設住宅の近隣の休耕地などで農作業を行いつつ、収穫されたもので避難先の地域の方々と交流会を実施。収穫物を商品化して販売。

2. 水産業

- ① 避難先で漁業に従事している方々の御協力を得て、震災前に漁業を生業としていた避難者の方々が海にでる機会を創る。
- ② 震災前に漁業に従事していた避難者の経験を活かし、子どもたちや県外からの観光客の船上漁業体験を提供する。

3. 伝統文化の継承活動・まちづくり等

- ① 津波で失われた町並みを模型で復元しながら、町の歴史や文化などの伝統的地域資源の継承について住民参加型のアイデア創出ワークショップを実施。
- ② 伝統芸能の継承のための活動を実施。
- ③ まちづくりのイメージをみんなで作成するワークショップを実施。
- ④ 伝統芸能等を活かしながら帰還を促進するための事業を実施。

4. ものづくり等

- ① 被災者による手作りグッズの製作・販売等を行う。
- ② 中高年男性による料理教室。仮設団地同士でのグルメ大会を行う。
- ③ 商品の制作過程等の一部を担う活動に参画する機会を創る。

5. 世代間交流等

- ① 家族ロボット教室を実施し、子どもの理数科目への興味を喚起しながら、大人にとってもモノをつくる楽しさを感じ、世代を超えた交流の機会にする。
- ② 大学生等が地域活性化の活動に参画する。

(2) 支援対象事業の選定基準

支援対象事業の選定は、提案内容を踏まえ、以下の基準を満たしているかという観点から実施します。なお、選定に当たっては、地域バランスも考慮します。

a. 生きがいがいづくりの効果

被災者の生きがいがいづくりに資する取組としての効果が期待されるものであること

b. 独創性

自治体や地域で一般的に実施されているものではなく、他の地域にとって参考になりうるものであること

c. 自治体・地域との連携

地域において効果的な取組であると見込まれるものとして自治体の確認がとれる

ものであること

d. 費用対効果

多くの仮設住宅居住者の参加が見込まれる取組であること

e. 活動頻度

年間を通じて被災者が参加できる活動を行うものであること

(3) 本事業の支援対象となる経費の範囲

本事業の支援対象となる経費は、プロジェクトの立ち上げ段階におけるソフト面の取組に係る経費です。(地域の合意形成、プロジェクトの検討、専門家の招聘、試行的な取組に係る効果検証等)。

※ なお、1つの提案について、予算額は標準を200万円程度とし、上限を350万円程度と想定しています(一般事業)。ただし、上記3.(1)に掲げた取組内容等、生きがいがづくりとしての効果が大きく、相当程度の事業費を要する取組については上限を500万円程度とし(特定事業)、さらに三県にまたがって広域的に取組む大規模な事業については、上限を1,000万円程度とします(広域事業)。ただし、取組全体の事業費が予算額の2倍を超える場合は、本事業では支援できません。

また、長期避難を続ける仮設住宅居住者に対する心のケアの効果を重視し、原則として、仮設住宅居住者の参加1人当たり10万円を上限とします(例：仮設住宅の方が20人参加する場合、200万円が上限)。この上限の範囲内において、仮設住宅居住者と合わせ、災害公営住宅に移転した方や避難先や避難元の住民の方々も含む取組についても提案できるものとします。

本事業を通じた生産物の販売などによる収入分は予算額から差し引いて支援しますので、差し引いた額を応募してください。

【支援対象とならない経費の例】

例えば、以下に掲げる経費は支援対象とはなりません。

- ・施設・車両・設備の購入や整備、用地の取得等に係る経費(いわゆるハード事業、ただし、消耗品の購入やリースは可)
- ・一過性、単発のイベント等の実施に係る経費(ただし、複数のイベントが関連性をもって実施されるものや、年間を通じてイベントの実施に向けた準備活動への参画が見込まれるものは対象とします。)
- ・提案のあったプロジェクトの実施に直接必要とならない経費(提案団体において従前から実施している活動の運営経費等)
- ・実施期間外の活動に係る経費
- ・国等により別途、補助金、委託費等が支給されている経費(他事業と重複補助にならないよう、負担区分が明確になるようご注意ください) 等

(4) 実施期間

本事業の実施期間は、契約の締結日から平成 28 年 3 月 31 日までとします。(契約の締結時期は概ね 6 月～7 月頃を予定しています。)

(5) 実施体制

提案に基づく取組は、原則として提案団体が自ら行うこととします。

(提案団体が複数の団体・法人・個人から構成される場合には、契約の締結主体となる構成員と、その他の構成員の役割分担を明示することにより、その役割の範囲内で構成員がその事業を行うことができます。)

ただし、構成員以外の第三者への実施業務の一部再委託については、あらかじめ申請書を提出し、復興庁から承認を得た上で行うことができます(印刷等の軽微な業務委託を除く)。

4. 応募に際しての必要書類

応募に際しては、以下の事項に留意の上、別添の様式記載例に従い、簡潔・明瞭に記入し、提出して下さい。

なお、様式については、復興庁ホームページ

(<http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat9/sub-cat9-1/20150511135419.html>) から提案書様式ファイルをダウンロードしてください。

①表紙 (Excel 形式) :

提案名、申請額、対象地域、事業の提案団体名、提案団体の代表者役職・氏名、問い合わせ先について記載し、押印の上、提出して下さい(最大 1 ページ以内とします。)

②様式 1-1 (Excel 形式) : 事業内容

事業の目的・概要、事業の効果・特徴、自治体や地域との連携、参加見込人数、事業内容(平成 27 年度の取組について)、事業に必要な経費について記載して下さい。事業内容は、様式 1-2 との整合性に留意しつつ、事業の具体的な内容を箇条書きで記載して下さい(最大 6 ページ以内とします。)

③様式 1-2 (Excel 形式) : 事業スケジュール

平成 27 年 6 月以降に実施しようとする取組の実施スケジュールについて、様式 1-1 に記載した取組ごとに分けて記載して下さい(最大 2 ページ以内とします。)

④様式 2 (PowerPoint 形式) : 提案の概要図

様式 1-1 及び 1-2 に記載された提案の内容(事業の目的・概要、効果・特徴、事業内容、平成 28 年度以降の展開)について記載願います(最大 1 ページ以内とします。)

⑤様式 3 (Excel 形式) : 提案団体の概要

本事業の提案団体の概要（代表団体及び構成団体）実施体制図は、構成団体の役割分担がわかるよう記載して下さい（最大2ページ以内とします。）。

⑥様式4（Word形式）：誓約書

暴力団等に該当しない旨の誓約書（提案団体の中に複数の構成団体が含まれる場合は、提案団体の代表団体の誓約書のみ）を、署名・押印の上、提出して下さい。

5. 公募期間・提案書類提出方法

（1）公募期間

- 公募期間（二次）
平成27年5月12日（火）～平成27年5月27日（水）
- 公募締切（二次）
平成27年5月27日（水）12:00

（2）提案書類提出方法

以下の提出物について、下記送付先に郵送（宅急便も可）又は持参で提出して下さい。

ファイルには綴じず、提出物をそのまま封筒に入れて提出して下さい。

※ 郵送は書留郵便に限ります。

郵送の場合、封筒の表に「『心の復興』事業提案書在中」と記載し、1提案ごとに送付して下さい。

平成27年5月27日（水）12:00 必着

（3）提出物

- 紙媒体6部（原紙1セット、コピー5セット）
原紙1セットの内訳：
 - ・ 4. ①表紙～4. ⑤様式3をゼムクリップ止め、
 - ・ 4. ⑥様式4コピー1セットの内訳：
 - ・ 4. ①表紙～4. ⑤様式3をゼムクリップ止め※提出書類はホチキス止めをしないでください。
- 電子媒体1部（光ディスク（CD-R 又は DVD-R ディスク））
内訳：
 - ・ 4. ①表紙～4. ⑤様式3（各々の様式について、4. に記載のデータ形式にて提出）
各ファイルのタイトルは、提案名にして下さい。

(4) 提出先

〒107-0052

東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル1階

復興庁 被災者支援班（復興庁 「心の復興」事業 事務局）宛

なお、電子媒体の使用可能なソフトは、「Microsoft Word2013」「Microsoft Excel2013」「Microsoft PowerPoint2013」以前の形式に限ります。

6. 応募後の手続とスケジュール

(1) 選定：公募期間終了後～6月中下旬頃

応募のあった提案について、「3. (2) <支援対象事業の選定基準>」に則り、支援対象事業を選定します。選定結果は、復興庁のホームページで公表します。

なお、選定期間中に、提案内容の実現可能性や実効性等を確認するため、必要に応じてヒアリングを行うことがあります。また、場合によっては、応募書類の内容について、記載内容の修正等をお願いすることがあります。

(2) 取組実施：平成27年6月～年度末

復興庁と支援対象事業の提案団体は、選定結果の通知後、別添の仕様書（案）をもとに、速やかに事業内容の精査を行い、仕様書を確定した上で、請負契約を締結します。

なお、選定結果の通知後も、会計法令に基づく契約手続が完了するまでの間は、何ら復興庁と契約関係が生ずるものではありません。

(3) 成果の確認

支援対象事業の成果を把握するため、年度末に、成果物の検査を行うとともに、今後の展開について聴取します。

この他、取組の実施期間のいずれかの時点で、取組の進捗状況について報告を求めることを予定しています。

7. 問い合わせ先

事業内容や応募様式の記入方法に関する不明点については、以下の連絡先にお問い合わせください。

【連絡先】

〒107-0052

東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル1階

復興庁 被災者支援班(担当) 諏訪・北中・後藤

E-Mail hisaisyashien.fukko@cas.go.jp

TEL 03-5545-7481 (受付時間: 平日 9:30~17:30)

FAX 03-3589-1880

お問い合わせは E-mail または FAX (様式自由、ただし規格は A4 版) でお願いします。なお、お問い合わせの際は、件名(題名)を必ず『「心の復興」事業』として、回答送付先の組織名、担当窓口の部署名、担当者の氏名、連絡先(E-mail または FAX)を明記して下さい。

【問い合わせの受付期間】

平成 27 年 5 月 12 日 (火) 9:30~平成 27 年 5 月 27 日 (水) 12:00

8. その他

- ・ 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- ・ 応募に必要な資格のない者の提出した書類、また、提出した書類に虚偽の記載を行った場合は、当該書類を無効とします。
- ・ 必要書類の作成、提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ・ 提出された書類は、原則返却しないこととします。
- ・ 提出された書類は、当該申込者に無断で二次的な使用は行いません。
- ・ 採用された書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年法律第 42 号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- ・ 本業務に関連して受注者が知り得た情報については、守秘義務が生じます。ただし、提出される成果物に含まれる情報についてはこの限りではありません。

以上

仕様書(案)

1 件名

「心の復興」事業

2 事業の目的・背景

東日本大震災から4年が経過し、避難生活が長期化する中で、仮設住宅等において、他者との交流の機会が乏しく孤立しがちな被災者も少なくなく、このような環境は、心の健康問題の誘因にもなり得るものです。

このため、見守り活動や心身の健康問題が顕在化した際の保健・医療のアプローチとともに、避難先での農作業の活動や料理教室の開催、ものづくりなど、被災者の方々が生きがいを持って前向きに暮らしていくことのできる仕組みを作ることが重要であり、復興庁において、このような取組を支援するため、本事業を実施することとしました。

本事業は、避難者の孤立防止の視点とともに、被災者の地域活性化等の活動等への参画をきっかけとして、自主的な健康づくりや地域の諸活動への積極的な参加につなげることにより、被災者の心身のケアを進めていくものです。

このため、仮設住宅入居者が参画しつつ、取組内容によっては、災害公営住宅へ移転した被災者や、避難先・避難元の住民も一体となった活動を通じて、被災者の心身のケアにより「心の復興」を成し遂げることを目的としています。

3 業務内容 ※具体的な業務内容は、個別の事業による

本事業では、被災者の生きがいづくりにつながる取組を行う。以下は取組例のイメージ。

1. 農業

- ① 避難先の仮設住宅の近隣の休耕地などで農作業を行いつつ、収穫されたもので避難先の地域の方々と交流会を実施。収穫物を商品化して販売。

2. 水産業

- ① 避難先で漁業に従事している方々の御協力を得て、震災前に漁業を生業としていた避難者の方々が海にでる機会を創る。
- ② 震災前に漁業に従事していた避難者の経験を活かし、子どもたちや県外からの観光客の船上漁業体験を提供する。

3. 伝統文化の継承活動・まちづくり等

- ① 津波で失われた町並みを模型で復元しながら、町の歴史や文化などの伝統的地域資源の継承について住民参加型のアイデア創出ワークショップを実施。
- ② 伝統芸能の継承のための活動を実施。

- ③ まちづくりのイメージをみんなで作成するワークショップを実施。
 - ④ 伝統芸能等を活かしながら帰還を促進するための事業を実施。
4. ものづくり等
- ① 被災者による手作りグッズの製作・販売等を行う。
 - ② 中高年男性による料理教室。仮設団地同士でのグルメ大会を行う。
 - ③ 商品の制作過程等の一部を担う活動に参画する機会を創る。
5. 世代間交流等
- ① 家族ロボット教室を実施し、子どもの理数科目への興味を喚起しながら、大人にとってもモノをつくる楽しさを感じ、世代を超えた交流の機会にする。
 - ② 大学生等が地域活性化の活動に参画する。

4 履行期限

平成 28 年 3 月 31 日を履行期限とする。

5 成果物

(1) 事業報告書（紙媒体 5 部及び CD-R（又は DVD-R） 1 部）

※ 報告書には、最低限次の要素を含めることとする。

- ・ 実施した取組の目的
- ・ 実施した取組の内容
- ・ 実施体制（体制・役割分担）
- ・ 実施スケジュール（実績）
- ・ 今年度の取組成果や活動を踏まえた課題、改善点
- ・ 今後の活動見込み

(2) 事業検討過程の資料 一式

（例）検討段階、調整段階における資料、個票 等

6 業務体制・進行方法

(1) 全体スケジュール

- ① 請負者は、事業開始後おおむね 4～5 か月を経過した時点で取組の進捗状況を報告すること（報告の日時及び報告様式は別途指示）。